

令和3年4月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度4月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第2号 農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第3号 非農地証明願出書について	(1件)
議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第5号 農用地利用集積計画審議について	(39件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛		30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

29番 檜物 茂広

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度4月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番日高 格一委員と、5番迫 千穂子委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁から13頁をご覧ください。8件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は23,399㎡、作物は茶です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,526㎡、作物は飼料です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,388㎡、作物は飼料です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,772㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,566㎡、作物は水稻及び甘藷です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,441㎡、作物は水稻です。
番号7の権利種別は賃貸借権設定、権利取得後の経営面積は4,119㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,764㎡、作物は水稻です。
以上、計8件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

8番 議案第1号の番号1について報告いたします。
令和3年4月19日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第1号の番号2について報告いたします。
令和3年4月17日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第1号の番号3について報告いたします。

令和3年4月17日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第1号の番号4について報告いたします。

令和3年4月18日、私と副の馬場(五)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第1号の番号5について報告いたします。

令和3年4月17日、私と副の松崎(秀)委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第1号の番号6について報告いたします。

令和3年4月17日、私と副の松崎(秀)委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第1号の番号7について報告いたします。

令和3年4月24日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第1号の番号8について報告いたします。

令和3年4月20日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第1号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

15番 番号2と番号3の作物は飼料と事務局から説明がありましたが、譲受人は畜産関係者ですか。

2番 譲受人は、兼業農家で畜産をやっている方です。現地調査時は飼料を作付けされていましたが、飼料刈り取り後は水稻を作付けされるとのことでした。

〔外に質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第1号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第1号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第2号農地法第5条許可申請書審議を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。11件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は使用貸借権設定です。

番号4の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、砂採取場、権利種別は貸借権設定です。

番号7の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、店舗、権利種別は貸借権設定です。

番号10の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1は転用済みのため、また、番号5については事前着手のため、それぞれ始末書付きです。

番号6は、一時的な利用に供する一時転用です。砂利採取法の認可と同時許可になり、農地以外の隣接地と一体利用する事業計画全体面積は23,898㎡です。

番号7と番号8は権利取得者が同一で、隣接する宅地及び山林を同時に購入予定です。

番号10は、令和2年11月に分筆予定で太陽光発電施設を申請され許可した農地ですが、その後の分筆の際に、同意がもらえず、2月に許可の取消をした箇所であります。今回、分筆ができたことから、改めて申請となったものです。

番号11については、農地以外の隣接地と一体利用する事業計画全体面積は2,282㎡となります。

以上、計11件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 8番 議案第2号の番号1について報告いたします。
令和3年4月19日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2番 議案第2号の番号2について報告いたします。
令和3年4月17日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約24mに位置する農地であり、その規模が約0.3haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 9番 議案第2号の番号3について報告いたします。
令和3年4月21日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 9番 議案第2号の番号4について報告いたします。
令和3年4月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第2号の番号5について報告いたします。

令和3年4月20日、私と副の池畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第2号の番号6について報告いたします。

令和3年4月24日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第2号の番号7について報告いたします。

令和3年4月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第2号の番号8について報告いたします。

令和3年4月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第2号の番号9について報告いたします。

令和3年4月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第2号の番号10について報告いたします。

令和3年4月19日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第2号の番号11について報告いたします。

令和3年4月19日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第2号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第2号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第2号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第3号非農地証明願出書審議を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。1件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第3号の番号1について報告いたします。
令和3年4月17日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第3号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第3号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第4号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁をご覧ください。
申出分で、田はなし、畑は1筆39㎡、計1筆39㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第4号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第4号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第5号農用地利用集積計画審議を議題といたします。
はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、迫千穂子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号13です。貸借です。
この案件につきましては、迫委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。
面積について、田は774㎡、畑はなし、計774㎡、うち再設定面積は774㎡、利用権設定件

数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第5号の迫委員が関係する番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号の迫委員が関係する番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

迫委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 36頁の番号18、番号19です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は3,686㎡、計3,686㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第5号の東委員が関係する番号18及び番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号の東委員が関係する番号18及び番号19の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 36頁から37頁の間にある番号21、番号22、番号23、番号24、番号25、番号26、番号27です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は6,790㎡、計6,790㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は7件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第5号の永野委員が関係する番号21から番号27までの7件の案件

について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号の永野委員が関係する番号21から番号27までの7件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 議案第5号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の31頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は565㎡、計565㎡、作物は茶です。

次に、利用権設定分です。資料の32頁から38頁です。貸借です。

面積について、田は24,523㎡、畑は6,962㎡、計31,485㎡、うち再設定面積は11,468㎡、利用権設定件数は20件、うち再設定件数は9件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の39頁から40頁です。貸借です。

面積について、田は1,798㎡、畑は17,693㎡、計19,491㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は8件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

13番 36頁の番号20の賃借料10アール当たり25,316円とされているが、この金額で間違いな
いか。

事務局 この契約では、面積に対して6,000円と記載されています。10アール当たりに換算しますと、
その金額となります。

議場 [外に質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第5号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長
へ、その旨、答申します。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和3年度4月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

4 番

5 番